

# 会 議 録

会 議 の 名 称	平成 30 年度第 2 回ひろさき教育創生市民会議
開 催 年 月 日	平成 30 年 10 月 23 日 (火)
開 始 終 了 時 刻	午後 2 時 30 分 から 午後 4 時 33 分 まで
開 催 場 所	中央公民館岩木館 2 階 大ホール (弘前市大字賀田一丁目 18 番地 3)
座 長 の 氏 名	弘前大学 教育学部長 戸塚 学
出 席 者	座長 戸塚 学            委員 工藤 寧子            委員 関谷 道夫 委員 多田 健司        委員 矢田 公夫            委員 柿崎 良樹 委員 成田 安男        委員 菊地 昭二            委員 比内 道治 委員 石川 かおる      委員 川越 俊昭            委員 高山 洋子 委員 大湯 恵津子      委員 三上 美知子        委員 三國 典央 委員 佐藤 義光        委員 黒木 和実            委員 境 江利子 委員 小山内 修        委員 秋元 彩香            委員 藤田 俊彦 委員 佐藤 優輝        委員 宮地 善道            委員 藤岡 隆昭
欠 席 者	委員 生島 美和        委員 鈴木 雅博            委員 杉間 修一 委員 對馬 明宏        委員 吉川 満              委員 福田 悟 委員 小野寺 妙太郎
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教 育 長 吉田 健            教 育 部 長 野呂 忠久 理事兼学校教育推進監 奈良岡 淳      学校づくり推進課長 三上 善仁 学務健康課長 中田 和人            学校指導課長 木村 文宣 教育センター所長 三上 文章        生涯学習課長 戸沢 春次 博 物 館 長 加藤 裕敏
会 議 の 議 題	子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ について
会 議 資 料 の 名 称	・子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ 「行動計画」の改定案 ・「笑顔条例」に係る取組内容と課題について
会 議 内 容 (発言者、発言内容、 審議経過、結論等)	1. 開会 2. 教育長あいさつ 3. 議事 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ について (1) 意見聴取 行動計画の改定案について (2) 討 議 市民運動としての機運の高揚に向けて (全体会)

4. 座長まとめ

5. 閉会

**【内 容】**（概要）

**2. 教育長あいさつ**

- ・本日の会議のテーマは、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 ～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」(以下「笑顔条例」と示す。)についてとした。
- ・今日、いじめや虐待は深刻な社会問題となっている。特に、いじめについては、本会議が「いじめ問題対策連絡協議会」としての役割を担っていることから、今後ますます本会議の果たす役割は重要となっている。
- ・いうまでもなく、いじめはどんな子どもにも、どんな学校でも起こりうるものであると考えなければならない。
- ・国立教育政策研究所の調査によると、暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、実に9割の生徒が、入れ替わり被害や加害を経験しているという報告もある。
- ・いじめの定義が決まり、まだまだ不十分であるものの、ようやく社会に浸透しつつある状況を考えると、目指す目標として「いじめゼロ」は非常に良い響きではあるが、現実的にはなかなか難しいと考えるべき分岐点に来ている。
- ・そういった中で、最も求められることは何かと考えると、自ら命を絶つなどの様々な重大事態に発展しないように、学校・地域で早期に発見する、素早く対応できるような体制づくりが急がれる。
- ・本日は、「笑顔条例」に基づく行動計画の改定について、また、条例の理念を一層広め、市民運動としての機運を高める具体的な行動について、皆様の様々な意見を頂戴したい。

**3. 議事**

**子どもの笑顔を広げる弘前市民条例**

**～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ について**

(座長)

- ・限られた時間ではあるが、忌憚のない意見をいただきたい。
- ・まずは、「笑顔条例」の行動計画の改定について、事務局より説明をお願いします。

**(1) 意見聴取 行動計画の改定案について (学校指導課長)**

(事務局説明)

- ・本市では「笑顔条例」及び行動計画をもって、「弘前市いじめ防止基本方針」としている。
- ・本行動計画は、今年度が3年間の計画期間の最終年度であり、計画全体

の見直しを行い、次の計画を策定することとなっている。

- ・平成 29 年 3 月に国の「いじめ防止基本方針」が改定され、いじめの定義等が変更されたことに伴い、その内容を反映させる必要がある。
- ・「ひろさき教育創生市民会議」は「いじめ防止対策推進法」にある、関係機関等との連携を目的とした「いじめ問題対策連絡協議会」として位置付けられており、これまでもいじめの未然防止等について、意見や助言をいただいていた。
- ・本日の会議の前半部分では、行動計画の改定案について、委員の皆様から意見をいただきたい。
- ・会議の後半では、条例及び行動計画に係る取組が、学校中心の取組から家庭や地域と一層連携した取組へと広がり、市民運動としての機運を高めるためには、どのような工夫が必要なのかについて、委員の皆様の専門の立場や視点から、特に意見や助言をいただきたい。
  
- ・始めに改定案の概要について説明する。
- ・従来は、いじめの定義からは、けんかは除くとされていたが、国のいじめ防止基本方針の改定との整合性を図り、『けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当することもあり、』と追加している。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の項目では、学校いじめ防止基本方針の内容として、「学校いじめ防止プログラム」、「早期発見・事案対処のマニュアル」を追加している。
- ・「学校いじめ防止プログラム」は、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な方針を定め、具体的な内容等をまとめたものである。
- ・「早期発見・事案対処のマニュアル」とは、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処のあり方等についてまとめたものである。
- ・いじめの重大事態の定義及び、いじめ解消の定義を追加している。
- ・いじめの重大事態とは、『いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき』及び、『いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき』のことである。
- ・いじめ解消の定義については、少なくとも次の 2 つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。『ア いじめに係る行為が 3 か月以上止んでいること』及び、『イ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること』である。
- ・19 ページでは、いじめ防止等対策審議会、いじめの重大事態への対応について追記している。
- ・その他、文言や字句の訂正等はあるが、詳細については割愛する。
- ・本日は限られた時間ではあるが、委員の皆様には、それぞれの専門の立場、視点から貴重な意見や助言をいただきたい。

- ・なお、本会議でいただいた意見や助言をもとに、改めて改定案を作成し、後日、委員の皆様へ配布するとともに、市民の皆様から広く意見を募るパブリックコメントを実施する予定である。
- ・時間の都合上、本日の会議ですべての意見をいただくことは難しいので、時間内で提案しきれなかったことがあれば、パブリックコメントの機会に改めていただきたい。

#### ○意見聴取及び質疑応答

(柿崎委員)【学校保健会会長】

- ・この行動計画が策定されてから2年半経っているが、その間、学校で、この行動計画では対応できないなど不都合はあったか。

(事務局)

- ・現在、この行動計画で2年半経ったが、学校から不都合があったなどの声はない。学校からのいじめの相談等は、教育委員会と学校がしっかりと連携し、迅速に対応出来ている。

(柿崎委員)

- ・18 ページの重大事態の発生についての記載は、前回の行動計画では中身が無かったが、今回は記載されているのでよいと思う。
- ・ただし、その内容に『ア 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い』と記載されているが、ここで難しいことは、生命を含め、身体や財産は外から見ても比較的わかりやすいが、心の部分は同じ状況に児童がおかれたとしても、個々の児童によって受け取り方が大きく異なるので、そのことを考えて、重大事態について対応していただきたい。
- ・もうひとつ、19 ページに『重大事態の発生時の報告』とあり、重大事態が発生した場合には、校長が教育委員会に報告し、調査主体をどこにするかということを教育委員会が指示をすることとなっているが、この調査主体を学校に置くのか、教育委員会に置くのかというのは、どのような点から判断されるのか。

(事務局)

- ・重大事態の調査主体については、報告を受けた時点で学校と教育委員会が事の経緯や詳細などを確認していく。
- ・その後、学校や教育委員会で判断していくが、重大事態ということ両者で鑑みながら決定していく流れである。

(柿崎委員)

- ・学校が主体になるのと教育委員会が主体になるのでは、どこが違うのか。

(事務局)

- ・事案によって変わってくる。学校と教育委員会で事案についてしっかりと確認しながら、どちらが主体になるかということも話しつつ、決めていくこととなる。

(柿崎委員)

- ・19 ページの『③ 学校が調査主体となる場合』は、赤で「いじめ防止等対策審議会」と記載されていて、20 ページの『④ 教育委員会が調査主体となる場合』にも「いじめ防止等対策審議会」が書かれているが、③と④の違いが良くわからない。
- ・同じような事案があった時に、ある学校では、これは学校では無理だから教育委員会にお願いしたいと判断することもあるれば、別な学校では、これはまず学校主体でやると判断することもあるだろうが、学校の意見が強く影響するのか。

(事務局)

- ・当該の児童生徒について一番理解している学校の意見を聞きながら判断していく流れである。
- ・そのなかにおいて、学校が調査主体となる場合も教育委員会が調査主体となる場合も、いじめ防止等対策審議会の力を借りながら、手厚く対応していきたい。

(佐藤委員)【社会教育委員】

- ・19～21 ページに、いじめ、『重大事態発生時Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』とあるが、具体的な状況が見えてこない。
- ・また、いじめ問題で最終的に複雑化していくのは保護者との関わり合いである。青森市の浪岡の件でも非常に長引いて、かつ、様々なことがあった。
- ・18 ページでは、図の枠の一番下に『保護者との連携』という文言があるが、『重大事態発生時Ⅰ・Ⅱ』では、保護者あるいは本人との関わり合いが明確にされていない。
- ・おそらく学校の中で保護者や本人との連携は行われているだろうが、「保護者」の表記を『重大事態発生時Ⅰ・Ⅱ』にでも明確にしたほうがよいのではないか。

(事務局)

- ・重大事態の差がはっきりしないということだが、ケースバイケースということも十分に考えられる。そのように想定すると、学校の状況を踏まえ、ケースに応じて的確に判断していきたい。
- ・保護者との関わり合いが重要だというのは、その通りである。18 ページには『保護者との連携』が明示されているが、19 ページ以降に明示されていない。

- ・そこで、『保護者との連携』という文言を明示する。保護者にしっかり寄り添って、いじめの発生時について一緒になって関わって行くようにしたい。

(比内委員)【人権擁護委員協議会】

- ・人権擁護委員協議会では、「すこやか委員会」など様々な名前があるが、平常時の学校にある組織で、いじめ防止の活動を年に2回ほど行っている。
- ・この資料には明示されていないが、人権擁護委員は小学校2校、中学校1校で活動している。
- ・ボランティアのため無料なので、大いに人権擁護委員も利用していただきたい。
- ・ただし、平常時にその委員になっている方は、重大事態などに発展した緊急性のある場合は外される。そのかわり、法務局などから要請が来た場合は、平常時に関わっていない別の委員が入ることとなっている。

(事務局)

- ・学校や教育委員会では、人権擁護委員の皆様には大変お世話になっている。心の教室相談員や民生委員など外部の様々な方の協力もあり、日頃からのいじめ防止等の対策や組織づくりをさせていただいている。
- ・学校においても、人権擁護委員の協力がなければならないこともあると思うので、各学校にも人権擁護委員協議会を紹介していきたい。

(関谷委員)【青森県臨床心理士会】

- ・弘前市ではないが、子どもや保護者に対する、子どもがいじめられているかについてのアンケートを学校で行った際、アンケートに書いたことへの対応の結果や報告が返ってこないという不満の相談があった。
- ・「いじめ対応の流れ」の図には、矢印が記載されているが、それに対して受けた側がどういう対応するのか、対応した結果どうなったのかということ子どもや保護者に返すルールはあるのか。
- ・学校の対応も管理者によって違うようだが、調査の回数や調査の仕方は、弘前市では統一しているのか、学校長に任せているのか。いじめがあった時にどのように返すかについて、ルールができているのか。
- ・もうひとつ、「いじめ防止等対策審議会」について、最近、全国的にも議論になっている市議会の在り方のようなことで、どういう人をどういう立場で構成していこうとしているのか。
- ・常設しておくのか、事件があった時につくるのか等の構想があるのか。

(事務局)

- ・アンケートの返し方については、学校がアンケートを受けた時点で迅速に児童生徒・保護者に寄り添う流れにならないといけないとなっている。学校にもそのように指導しているが、今後とも継続して、アンケー

ト等で聞こえた声を、迅速に当該児童生徒・保護者に返すということを確認していく。

- ・アンケートの回数や会議の在り方は各学校に任せている。教育委員会ではルールの設定をしていない。
- ・いじめ防止等対策審議会の運営については、年 3 回定期的にもっている。法律・医療・教育・心理・福祉等の 5 人の専門家で組織され、定期的開催されている。
- ・運用については、いじめの未然防止の在り方や、いじめの報告を受けた際の学校の対応について等、専門的な見地のアドバイスをいただいている。

(関谷委員)

- ・保護者が、自分の子どもがいじめられていると書いたのに、全く回答がないと、親は担任の先生から上司に伝わっているのか心配になる。自分で書いたことがどうなったか知りたいという、もっともな相談があったので、こういう相談があったということを知っていただきたい。
- ・いじめ防止等対策審議会は様々な問題を取り扱うことになるが、いじめの因果関係についての問題が、全国的にも一番もめるところである。弘前市で因果関係についても取り扱うことになるのか。

(事務局)

- ・いじめ防止等対策審議会でも扱うことになる。

(佐藤委員)【社会教育委員】

- ・3 年間を通して、弘前市において 18~20 ページの『重大事態 I・II・III』にあたるケースはどのくらいあったのか。

(事務局)

- ・重大事態については、個人情報でもあるので回答は差し控えたい。

## **(2) 討議 市民運動としての機運の高揚に向けて (学校指導課長)**

(事務局説明)

- ・「笑顔条例」に係る主な取組内容を説明する。
- ・『(1) あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動』は、市立 16 中学校区ごとの「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」を通して、市民みんな子どもたちを見守っているというメッセージを伝え、安心感をもってもらうことを目指している。
- ・4 月、8 月、1 月の年 3 回、強化期間を設け、市内一斉取組日には、毎回 1500 人以上の市民の皆様にも参加していただき、いじめや虐待を見逃さないコミュニティづくりの素地の形成を図っている。
- ・『(2) 弘前子ども議会』について、平成 23 年度から始まった「弘前子ど

も議会」では、自分たちの学校を「あいさつがよく、いじめのない笑顔あふれる明るい学校にしていきたい。」という意見を「子ども宣言」としてまとめるなど、話し合いの場を設定することで、小・中学生が自分たちの問題を自分たちの力で解決していく力を伸ばし、いじめを未然防止するための素地の育成を図っている。

- ・『(3) 標語ポスター・缶バッジ作成』について、小・中学生を対象に、いじめ防止標語とロゴマークを募集し、作成した標語ポスターを市内各所に掲示することで、子どもたちを市民みんなで守ろうという機運の高揚を図ってきた。
- ・しかし、委員の皆様もお気付きのとおり、これらの取組は学校中心の活動であり、家庭や地域との連携を深め、多くの市民へ活動を広げるという点で課題があると認識している。
- ・委員の皆様には、それぞれの専門の立場や視点から意見や助言をいただき、また、本会議を市民運動や地域の活動としての機運高揚に向けてのきっかけづくりの場、連携推進の場にしたい。
- ・そのために、次の3点について、意見や助言をいただきたい。
- ・『(1) 市民一人一人に「笑顔条例」における役割が浸透するために、どのような工夫が必要か』について。
- ・例えば、行動計画の4ページでは、家庭の役割と取組として『親の方からあいさつのマナーを示す』。7ページでは、地域の役割と取組として、『大人が率先してあいさつをしたり、言葉をかけながら、子どもたちを元気づける』や、『地域の事業者や会社などに勤めている人も、いじめや虐待を防止するために、子どもたちの行動に目を配り、必要に応じて言葉をかける』などとある。
- ・条例制定の際には、啓発資料の毎戸配布を実施し、その後も市のウェブページ等での周知活動に取り組んでいる。
- ・しかし、このような役割や取組が、市民一人一人に今以上に浸透するためには、どのような工夫が必要か、意見を頂きたい。
- ・『(2) 「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の充実に向けて、どのような工夫が必要か』について。
- ・現状としては、市立16中学校区ごとの計画で、小中連携協議会等に所属する団体やPTAに対する周知及び運動への協力等を実施している。また、今年度は、商工会の賛同もいただき、各事業所等において業務に支障のない範囲で「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」への参加について協力をいただいている。
- ・ある小学校の事例を紹介すると、平成24年から地域住民が主体となり、ボランティアで子どもたちの安全を守る、子ども見守り隊が組織され、毎朝通学路での見守り活動を実施している。現在会員は130名を越え、町会長、民生委員、地域関係者、PTA会員などで組織され、「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」とも連携して取り組んでいると聞いている。
- ・一方で、学校中心の活動に終始し、家庭や地域への浸透という点で課題



を抱えている地域もあると聞いているので、解決のための意見をいただきたい。

- ・『(3) 市民の皆様のご既存の活動で「笑顔条例」と関連する活動にはどのようなものがあるか』について。
- ・例えば、各中学校区で実施している「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」と連携されていないが、同様の活動を実施している地域や団体があるかもしれない。
- ・また、地域の子ども会やスポーツ少年団、ボランティア活動、さらには職場見学や職場体験などで、協力していただいている事業所等の取組等の中にも、「笑顔条例」と関連する取組がたくさん存在しているのではないかと考えている。
- ・この機会に「笑顔条例」の理念を地域や各種団体の代表の皆様と共有し、連携推進の場にしたいので、紹介をお願いします。

### ○討議（全体会）

（座長）

- ・資料にある、検討すべき課題として、『(1) 市民一人一人に「笑顔条例」における役割が浸透するために、どのような工夫が必要か』は、個人への働きかけをどうするかということである。それぞれが他人事ではなく、自分事として、この条例を受け入れて、行動を起こすという仕組みを成り立たせるためには、どのような工夫が必要かということである。
- ・『(2) 「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の充実に向けて、どのような工夫が必要か』は、組織的な取組についてである。社会のシステムの中にどういう仕組みづくりをして、どう機能させていくかということである。
- ・『(3) 市民の既存の活動で「笑顔条例」と関連する活動にはどのようなものがあるか』は、現在どのような活動が関連してあるかということである。
- ・まず、情報共有をしながらイメージづくりをしていきたいので、委員の皆様の中で、「笑顔条例」に携わる活動を現在している方がいたら、紹介をお願いします。

（比内委員）【人権擁護委員会】

- ・(3) について、人権擁護委員はボランティアで、子どもの心を耕すため、道徳の時間を利用して人権教室を開催している。弘前市での開催は、間もなく 1000 回に到達する。
- ・いじめとはどういうものかということ、いじめの具体的な事例をあげず、紙芝居やビデオを教材にして、一人で悩むな、助ける大人がいる、相談する場所があるということを伝えている。これは、7～8 割の小学校で実施している。
- ・5 割以上の中学校では、作文を提出してもらっている。作文を書く中で、人権とは何か、いじめとは何かを考え直す機会にしている。

- ・少しでもいじめのない弘前市民を目指して、約 50 名で、弘前を中心として、7 市町村を周っている。
- ・人権擁護委員の活動について、分かっている人が少ないように、「笑顔条例」を分かっている市民がどれほどいるものなのか。
- ・「笑顔条例」には虐待の防止も含まれている。虐待は家庭という見えないうちで行われていることで、私たちも相談にのっている。
- ・(1) の市民一人一人に「笑顔条例」を知ってもらう方法としては、改定と同時にリーフレットにして、難しい文言を使わず、分かりやすい資料を出すのがよいのではないかと。人権擁護委員が何をやっているかについて、市の広報に年 2 回、人権擁護委員の活動を載せている。
- ・広報は、市民に回覧もされ効果的なので、広報を使ってもっと宣伝したらよいのではないかと。
- ・(2) については、学校はよくやっている。いじめ防止委員会として学校の様子を見てみると、言葉かけや目安箱の設置、年 3 回ほど子どもたちの様子のアンケートをとるなど、いじめ防止の取組をしっかりと行っている。
- ・ただし、このような取組を同じメンバーだけで続けていくとマンネリ化してしまう。マンネリ化を防ぐための手立てとして、組織を拡大していけばよい。
- ・今、高齢者の人権について問題となっていて、関係した機関が、お互いに協力して取り組んでいかなければならないということもあり、これから、老人クラブや町会長、社会福祉協議会などと連携をとっていくことになる。その時に、こういった機関の方々が「笑顔条例」についてわかっているならば、手をあげて協力してくれるのではないかと。
- ・各団体が連携して、子どもたちをみんなで見ていくためには、まずは宣伝が必要である。

(関谷委員)【青森県臨床心理士会】

- ・虐待いじめの防止の第一歩としてあいさつ・笑顔を取りあげるとするのは大賛成。コミュニケーションの第一歩としてあいさつ・笑顔から始めることはとてもよい。
- ・関連する事業として、青森県で「青い森のほほえみプロデュース事業」というのを何年かやっていた。
- ・好評であったが、期間限定の活動だったため、今は民間で行っている。
- ・内容は、一時間から一時間半ほどのワークショップで、笑顔や人とのふれあいで、どのように人の心を変えていくかというのを実際に体験しながら、笑顔が大事だと認識してもらうものである。
- ・現在も弘前に在住していて、仲間もたくさんいるので、一つのカリキュラムとして活用してもよいのではないかと。
- ・名前も「笑顔」と「ほほえみ」と近いので、事業拡大に利用できるのではないかと。

(座長)

「青い森のほほえみプロデュース事業」の具体的な活動は、現在なにかあるか。

(関谷委員)

- ・様々な場面で呼ばれたときに、ボランティアで3人くらいがワークショップ形式で活動している。
- ・一時間程度のワークショップで、理屈ではなくて体験しながら感じる事ができるので、PTA活動や職員会議、子どもたちを集めて行うなど様々な集まりで、ぜひ活用していただければ良い。

(藤田委員)【弘前市保育研究会】

- ・保育所・幼稚園・子ども園など就学前の施設では、毎朝、玄関で保護者とお子さんを出迎える時に、泣いてくる子どももいるなかで、笑顔で対応して、なんとか笑顔になって一日過ごしてもらえるようにするという事を行っている。
- ・こういったことから、いかに笑顔を定着させていくかということを考えてみると、小学校に入ると子どもたちが、それぞれで登校することになるが、保育所・幼稚園・子ども園などの段階は、毎日保護者と顔を合わせ、様々な行事もある中で、保護者と一体となって、保護者にも子どもにも笑顔を定着させていく第一段階である。
- ・これまでも、あいさつや笑顔という文言が出てくることはあったが、このことが出発点として重要視されていない。
- ・啓発のためにポスターやバッジなどもあるが、それ以前に、保育所・幼稚園・子ども園の時に、例えば、弘前は「にっこり」だとか「スマイル」といった入りやすいところから定着されていって、小・中学校、高校まで合言葉のようになっていくような啓発の仕方を考えて行く必要があるのではないか。
- ・一つ提案すると、入園式や卒園式などの記念撮影のときに、「ひろさきにっこり」といって写真を撮る。
- ・それがみんなに定着すれば、ポスターやバッジがなくても、笑顔について意識をもつことができる。そういったところから、笑顔を定着させていく第一歩に繋がるように、工夫して取り組んでいく必要がある。

(三上委員)【弘前商工会議所女性会】

- ・幼稚園や保育園にいる時は、子どもたちも先生方も笑顔で迎えてくれるが、小学校の先生方は笑顔が少ないと感じることがある。
- ・笑顔体操をすとか、校長先生が話をする時などに、最初はみんなで笑おうねと呼びかけたりすることで、家庭だけではなく、学校でも笑顔が大事であるということを教えていく。
- ・年に3回あいさつ運動の強化期間があり、その時期だけは子どもたちはあいさつしてくれるが、そうでなければあいさつをしてこない。強化期

間だからやらなくてはいけないというような義務感ではなく、いつでも心の中から、学校の中も楽しく、先生方もいっしょに笑顔でいられるように、最初だけでも笑って過ごすなど、ちょっとした笑顔運動を啓蒙していけばよいのではないかと。

- ・弘前市が「笑顔から始まる学校づくり」のようなキャッチフレーズを作って、大きく働きかけていけばよい。

**(藤岡委員)【公募委員】**

- ・(1) の浸透させるための工夫は、広報ひろさきに載せるのがよいのではないかと。「あいさつ運動」も掲載されたことで、様々な方にわかってきてもらえている。
- ・リーフレットを作るのであれば、保護者集会などで読み合わせる機会があればよいが、一番浸透するのは広報ひろさきである。
- ・あいさつ運動は特定の日の朝に行われているが、放課後であったり、別の日であったり、いつでもあいさつできる環境づくりということも考えて行かなければならない。
- ・ただし、気軽に声をかけているつもりが、不審者と思われてしまうケースもあるようなので、缶バッジなどの目印をつけて、その人がいつでもどこでも声をかけていけるような方向に持っていけばよい。
- ・あいさつ運動を見ていると、子どもが受け身になっていることが多い。周りの地域の大人から声をかけているだけになってしまっていることが多くなってきている。もう少し生徒の自主性を育てられるようになってほしい。
- ・例えば、「笑顔であいさつ1日10人運動」といって、1日10人には自分からあいさつをしようというような運動をできないか。
- ・昔、夏休みにラジオ体操に行くとスタンプがもらえたように、スタンプ帳を作って、1日10人にあいさつができれば、自分で丸をつけたり、スタンプを押したり、なにか自分からやっていたいけるあいさつを子どもたちに植え付けていけないものか。
- ・既存の活動でも、様々な地区の地域づくり協議会や子ども会の行事などに参加したら、スタンプを押してあげれば、子どもたちの参加が促進されていくのではないかと。
- ・今よりも、もう少し子どもたちにも大人にも笑顔を増やすためにも、なにか対策を検討していく必要がある。

**(境委員)【地域キャリア教育プロデューサー】**

- ・市民団体として、「弘前アフタースクール」という関わりで、放課後に親子で多様な体験をしてもらう活動をして6年目になる。
- ・保護者が笑顔でないと、子どもたちが不安になってしまう。
- ・イベントを行うときでも、お父さんお母さんたちに笑顔になってもらえるように、関わったスタッフが「ありがとう」などの言葉がけなど、肯定的なことから始めましようと言っている。作品を作っている最中など

では、失敗したこと怒る前に、一つでもいいからできたことを褒めてくださいと呼び掛けている。

- ・そうすることで、子どもたちがやる気になったり、誰かのために役に立ちたいという気持ちをもってくれたりしたらいいなと思って取り組んでいる。
- ・活動の中で、参加した時にポイント制というのはあってもよいと思う。
- ・日頃から、いつでも活動できる市民を巻き込むかたちで、市で行っている行動計画があるということを、草の根運動のように、リーフレットを配ったり言葉がけができたりする市民をもう少し増やせるとよい。

(座長)

- ・親子の活動をされているという話だが、そういった集まりで、子どもは自然にあいさつができているものか。

(境委員)

- ・子どもたちは自分からだと恥ずかしいのもあってか、あいさつしなさいと言ったら、やっとあいさつをするというような状況である。
- ・しなさいではなく、私が先にあいさつする姿を見せないといけないと思った。
- ・今は公園にも気軽に一人で出せないような環境で、なかなか地域の人に気軽に声をかけることができないということもあるので、イベントの時であっても、あいさつしなさいと言うのではなく、親やスタッフが笑顔で声を掛け合うことや、先ほど話があったような、記念撮影の時の「ひろさきにっこり」などを打ち出していかないと、10人に1人くらいしか、自分からあいさつできる子どもがいない。
- ・あいさつできる子どももたくさんいるのだろうが、自分からあいさつできるような機会がたくさんあった方がよい。

(石川委員)【弘前地区少年警察ボランティア連絡会】

- ・弘前地区少年警察ボランティア連絡会では、市民の相談センターなどと連携して、月に1回市役所から駅までや、駅の周りなどを街頭指導する活動などを行っている。
- ・午後4時～6時までの活動なので、小・中学生というよりは、高校生が主になるが、駅前公園などで遊んでいる子どもたちに「風邪ひかないでね」など声をかけながら活動している。
- ・今やっている活動をもっと広げて、街頭指導だけではなくて、あいさつや声掛けをする活動もしていければよいと思った。

(座長)

- ・高校生の話だが、活動の中で、声を掛けると、高校生は笑顔であいさつを返してくれるものか。

(石川委員)

- ・向こうから声を掛けてくれることも多いが、シャイな子だと全然返してくれないこともある。

(大湯委員)【弘前市民生委員児童委員協議会児童福祉部会】

- ・弘前の子どもたちは、笑顔に溢れている。80%は笑顔である。
- ・私が担当している中学校では、いつでも子どもたちから声を掛けてくれるので、笑顔は溢れていると思うが、広げるとすると、いじめで暗くなってしまった親子にも広げていくことが、本当の意味で笑顔を広げるということではないか。
- ・そのために、今は学校と民生委員で話し合いを広げている。
- ・民生委員は市内に330人ほど、一町会に一人はいる。
- ・学校と話し合うことによって、不登校で長期間休んでいる子どもの家庭を民生委員が訪ねることができたり、その子どものことを気を付けて見ることができる。
- ・そのことによって、実際に学校に行き始めた子もいる。それが本当の笑顔を広げるということではないか。
- ・子どもたちは、学校ではあいさつ運動に取り組んでいるし、町会でも声を掛けてくれるので、笑顔があると思うけれども、肝心なのは、不登校になってしまったり、いじめられて学校に行きたくなくなったりした子どもの笑顔を導き出すことである。
- ・そのためにも、学校との話し合いは重要であり、会議でも話題になるのが、校長先生が替わると対応が変わってしまうということなので、教育委員会には全校長先生にこのことを広げてほしい。

(座長)

- ・学校の話が出てきたが、校長としてはどうか。

(多田委員)【小学校長会】

- ・民生委員との協議会だが、お互い守秘義務のもと、学校が見えている子どもの姿、地域から見える様々な暮らしなどを持ち寄って、どういう支援ができるのかということ話し合い、プラスになるような取組ができたこともあった。
- ・先ほどの話の中で、「いじめ」という単語がでてきてほっとした。「笑顔条例」はなんのための条例かといったら、いじめ防止のためである。
- ・笑顔づくりもその一環ではあるが、最終的には、いじめ防止ということに戻って行かなければいけない。
- ・その一番大きな責任は学校にあるが、学校では出来ない事もたくさんある。みなさんが言っていた、環境づくり、地域づくりなどである。
- ・当校では、人権擁護委員会のアドバイスを受けて、全学級で人権教室を実施している。教師と子どもという固定化される関係だけではなく、外部から様々な立場の人から、人権、いじめについて話していただくこと

は、子どもたちにとっても効果が大きい。

- ・いじめについては、どのように当事者にどうフィードバックされるのかという話があった。フローチャートには、流れは記載されているが、文章ではないので、図からイメージを得るしかない。
- ・本計画の「いじめ防止基本方針」の、いじめの対応の項目には「児童」と「生徒」をひとつにまとめて図に示しているが、重大事件の項目では、学校の枠の中に「保護者との連携」とあるだけなので、当事者である児童生徒や保護者には、どのような働きかけやフィードバックがあるのか、調査、解決に至るまでを図で示したほうがよいのではないかと考えている。

(矢田委員)【中学校校長会】

- ・笑顔、あいさつということでは、学校にいる我々教師が、子どもとすれ違ったときなど場面ごとで、率先して子どもたちに声をかけることの繰り返しがり理屈なしで大事である。
- ・子どもに寄り添ってという言葉が、子どものいじめ問題が大きくなってから、たびたび聞かれるようになったが、子どもに寄り添うというのは、どんな背景があっても、その子のことを一番に思って言葉をかけてあげる、わかってあげるということである。
- ・そういう普段の生活の中での一つ一つの繰り返しがり、重要であり、学校の先生たちは頑張っていて取り組んでいかなければいけない。

(座長)

- ・大学という一歩引いた立場からは、なにかあるか。

(工藤委員)【東北女子大学准教授】

- ・小・中学校についてはわからない部分もあるが、東北女子大学での取組について話させていただく。
- ・女子大は、昔ほどではないが、躰に特化している大学で、あいさつ自体はしなければいけないものと考えられているので、さわやかなあいさつをしましょう等、あいさつの仕方についての指導が主である。
- ・皆様が言っているように、毎日の行動が積み重なってできていくものだと考えている。
- ・入学時の1年生は、恥ずかしがって大きな声でのあいさつができないが、時間がたってくると、だんだんさわやかなあいさつができるようになり、あいさつの中に笑顔が見られるようになる。
- ・職員よりも学生の方がさわやかなあいさつができるくらいになると、日常生活での積み重ねは大きいと感じる。
- ・外部の方から、よくあいさつをしてくれるということで、お褒めの声を聞くことも多い。そうすると、学生が、あいさつすることに自信を持つことができるようになるので、周りの方々の支えも一つ重要になっているのではないかと。

- ・幼稚園や保育園、小・中学校などの先生になりたいという学生が多く、自分の未来を目指しながら取り組んでいることもあり、大学で取組をしているというよりは、子どもたち自身がなんとかしたいと思えるような活動をしていかなければならない。
- ・きっかけは様々なかたちで作ってよいが、結果的に自分でやってみて、気持ち良いと思えたり、褒めてもらえたりなどのプラスアルファがあることによって続くことだと思う。
- ・様々なかたちで、様々な活動をしている方々が、それぞれの立場で取り組めるとよい。

(座長)

- ・町会長ということで、地域の立場からなにか意見はないか。

(高山委員)【茂森団地町会長】

- ・町会として何かあるというわけではないが、子どもたちに会ったらあいさつするように心がけている。
- ・子どもたちとは顔見知りになっていることもあり、子どもたちからもあいさつをしてくれる。
- ・中学生、高校生でも、向こうから顔をみてあいさつしてくれるし、こちらからあいさつをすれば、あいさつを返してくれる。
- ・大人にもあいさつするように心がけているが、大人のほうで返ってこないことが多い。
- ・大人にあいさつをすると、子どもから「お母さん、誰なの？」と聞かれることがあるが、誰であるかは関係なく、会ったらあいさつをすることを子どもには見せてきたつもりである。
- ・小・中学校のうちはわからなくても、大人になったときに子どもがわかってくれるとよいと思い、あいさつをするように心がけている。

(座長)

- ・町会から働きかけるのは難しいとは思いますが、大人の関係も希薄になっているということか。

(高山委員)

- ・町会の大人はあいさつをしてくれるが、町会を通る大人は、あいさつを返してこないことが多い。
- ・繰り返すうちに、向こうからもあいさつをするようになるので、それが一番大事なことではないか。

(川越委員)【弘前市町会連合会青少年育成委員会】

- ・町会連合会の青少年育成委員会は、各町会にある子ども会活動を活性化させて、健全育成をしていくことを基本としている。
- ・子ども会といっても、昔のように、放課後に町会の子どもの同士で遊ぶこ



とが少なくなっており、子ども会活動が厳しい現状である。

- ・各町会の子どもたちと仲良くやっていくことが、地域活性化に重要だと思っているが、なかなか難しい問題である。
- ・育成委員会としては、小学校PTAの役員や学校の先生方とも連絡を取り合いながら、子どもたちの健全育成のため、子ども会も育成委員会も頑張っていきたい。

(座長)

- ・子ども会の話がでてきたが、子ども会活動は、以前に比べてどうなっているのか。

(川越委員)

- ・昔は、放課後、近所の子どもたちは、小さい子も大きい子も一緒に遊んでいた。
- ・そこから、大きい子は小さい子への思いやりなどを、小さい子からは大きい子への敬いなどを、遊びを通して学んでいた。
- ・今はそういう環境がなく、家に帰っても1人で遊んでいることが多い。
- ・団体で遊んでも、みんなが無口で、話し合う機会が少なく、これでよいのだろうかという疑問である。
- ・大きい子も小さい子も一緒に遊んでいくことが、健全育成に繋がると思っているが、なかなか難しいと感じている。
- ・少しでも学校やPTAと協力して行って、子どもたちが子どもたち同士で遊ぶ環境ができればよい。

(座長)

- ・様々な意見ありがとうございます。

#### 4. 座長まとめ

- いじめや虐待のないまちづくりということで、環境づくり、地域づくりが目指して行く方向性である。
- (1)『市民一人一人に「笑顔条例」における役割が浸透するために、どのような工夫が必要か』は、市民にアプローチをしていく市民全体への働きかけとして、広報等の活用や、これまでも取り組んでいるアプローチも継続していく。
- ここにいる皆様は、弘前市の中でそれぞれのセクションを担当されているので、それぞれのセクションの中で、取組を広報していただく、知らせていただく、広めていただくことが重要である。
- アプローチをしていく中で、考えなければならないこととして、発達段階に応じたアプローチの仕方も必要ということである。
- 幼児期における笑顔の定着という話があったが、そのことを意識して、コミュニケーションをとっていくことで、将来的にいじめや虐待の防止に結びついていく。

- もうひとつ、それぞれの子どもや家庭が抱えるバックグラウンドを意識したアプローチも必要だという話もある。
- 広くアプローチをしていくことを進めていくためにも、草の根運動を行っていくことが、まだまだ必要である。そして、状況によっては、対象になる子どもたちのバックグラウンドに応じたやりかたを考えていく必要がある。
- (2)『「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」の充実に向けて、どのような工夫が必要か』は、組織的な部分に関して、委員の皆様がそれぞれのセクションの代表者として、この条例を、それぞれのセクションのレベルで根付かせていただくとともに、この会議で話して終わりとするのではなく、例えば、次の会議では横でつなぐ図を書いて、具体的にどういう連携ができるのかを考えて行く。
- その時に、ただ連携するだけではなく、共通の認識や課題をもって、例えば、スローガンを掲げたり、写真を撮る時に「ひろさきにつこり」と言って撮ったりするなど、難しい連携ではなく、みんな揃ってこれをやりましょうということから始めればよい。
- この条例は、数値的なノルマがあるわけではないし、ここまできたらゴールがあるというわけでもない。
- 共通の認識があって、そこにみんなが同じ方向性で働きかけをする、できるだけバラバラでなく緻密にやっていくことが重要である。
- 皆様のような、それぞれのセクションの責任者の方々が、その組織で、簡単に広められるものを、教育委員会にも考えてもらい、連携できるような設計図を書きながら、それが机上の空論にならないように繋げていく作業があるとよい。
- 結果的に子どもたちの楽しい毎日を生んでいくことにつながっていかねばならないので、最終的には、草の根運動のようなものになるが、皆様の力をお借りできると、今よりも大きく広がっていくのではないか。
- そういうことも含めて、教育委員会にも方策を検討いただきたい。

## 5. 閉会

(平成 30 年度第 3 回会議の日程について連絡。)